

参加者証交付後に必要な手続きについて

参加者証交付後に手続きが必要な場合について

次に該当する場合には、速やかにお住まいの地域を管轄する保健所へ届け出てください。
(変更があってから約2週間以内に届け出るようにしてください)

手続きが必要となる場合	提出様式・添付書類等
申請証及び参加者証の記載内容に変更があった場合 ア) 住所の変更 イ) 氏名の変更 ウ) 医療保険の資格情報の変更 エ) 加入医療保険の適用区分の変更	①三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証記載事項変更届(様式12) ②肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証(様式3) ③ア) 住所の変更・・変更後の住民票の写し イ) 氏名の変更・・変更後の戸籍妙本 ウ) 医療保険の資格情報の変更 ○医療保険の資格情報が確認できる資料(「保険者から交付された資格情報のお知らせ若しくは資格確認書」又は「マイナポータルからアクセスできる医療保険の資格情報画面」) エ) 加入医療保険の適用区分の変更 ○限度額適用区分が確認できる資料(「マイナポータルからアクセスできる医療保険の限度額適用認定証関連の情報の画面」、「限度額適用区分認定証又は限度適用認定・標準負担額適用認定証の写し」又は「限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写し」) ※ウ)、エ)を変更する「健康保険、船員保険及び共済組合等の被用者保険に加入しており、市町村民税非課税の方」は、以下の書類も提出が必要 ○被保険者(70歳以上で所得区分が「低所得者I」に該当する者については、その被扶養者を含む。)の非課税証明書 ○加入保険者への照会にかかる同意書(様式10)
参加者証の紛失、破損等で再発行が必要になった場合	○三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書(様式13) ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証(様式3) ※紛失の場合は不要
県外で参加者証の交付後に、三重県へ転入した場合	通常の新規申請と同じ書類をご準備ください。 臨床調査個人票及び同意書(様式2)は転入前の参加者証の原本の提出があれば省略可
研究に参加することの同意を撤回し、認定の取り消す場合	○三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書(様式4) ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の原本(様式3)
治癒、治療の中止、 階層区分の変更(※) 等で参加者資格を喪失した場合	○三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証返還届(様式14) ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の原本(様式3) ※裏面(3)の「年齢区分に応じたそれぞれの階層区分」に該当しなくなった場合には、参加者証資格を喪失するため、上記書類の提出が必要です。
還払いを申請する場合	○三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書(様式7) ○医療保険の資格情報が確認できる資料 ○限度額適用区分が確認できる資料 ○当該月に受診したすべての医療機関、保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書 ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し(様式3) ○三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の写し(様式6-1、または6-2) ※肝炎治療受給者証被交付者であれば、肝炎治療自己負担額限度月額管理票の写し

更新申請について

「参加者証」の有効期間は、申請を受理した日の属する月の初日から1年間です。
継続治療が必要と認められる場合は助成期間の満了月の3月前から行うことができます。

次の項目すべてを満たす方が対象です。

- (1) 三重県内に住所を有する方
- (2) 各種医療保険のいずれかに加入している方
- (3) 下表の年齢区分に応じて、それぞれの階層区分に該当する方

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が行う限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分が「工」又は「才」に該当する者
70歳以上 75歳未満	医療保険における一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上*	後期高齢者医療制度において一部負担金の割合が1割又は2割とされている者

※ 65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、一部負担金の割合が1割又は2割とされている者を含む。

- (4) 更新月以前の24月以内に保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院治療又は通院治療（どちらかの一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるもの）を受けた月数が既に1月以上ある方

★提出様式・添付書類等★

- 「三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（新規・更新）交付申請書（様式1）」
- 医療保険の資格情報が確認できる資料
- 限度額適用区分が確認できる資料
- 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し（様式3）」
- 「医療記録票（様式6-1）」の写し等
- 「肝炎治療自己負担限度月額管理表」※核酸アナログ製剤治療に係る肝炎受給者証の交付を受けた方
- 申請者の住民票の写し

※治療内容の変更などがあった場合は「臨床調査個人票及び個人票（様式2）」の提出をお願いしております。

※更新時期に通知は行いませんので、更新の必要な方は期間満了前までに手続きを行ってください。

※健康保険、船員保険及び共済組合等の被用者保険に加入しており、住民税非課税の方は「被保険者（70歳以上で所得区分が「低所得者I」に該当する者については、その被扶養者を含む。）の非課税証明書類」、「保険者照会同意書（様式10）」が別途必要です。